平成27年度 鳥取県原子力防災訓練 概要

平成27年9月8日(火) 鳥取県危機管理局原子力安全対策課

原子力防災訓練(島根原子力発電所対応)概要(案)

【原子力防災を取り巻く状況】

- ・基盤的原子力防災体制整備(H25~H27)の最終年度
- ・地域防災計画(原子力災害対策編)、広域住民避難計画等の各種計画の修正
- ・原子力防災資機材の整備並びに高齢者施設及び医療機関等において避難計画を策定が完了
- ・原子力防災体制上の課題(住民へのわかりやすい広報など)
- ・ホールボディカウンタをはじめとする新機材の導入及び放射線防護対策施設の整備実施

【訓練目的】

- ・原子力緊急時における防災関係機関相互の連携 による**防災対策の確立**及び防災業務関係者の**防 災技術の習熟**を図る。
- ・引き続き**鳥取県広域住民避難計画等の深化と実 効性向上**を図る。
- ・高齢者施設等で策定した避難計画等の検証を行っ。
- ・避難支援ポイントの運営方法等の確認・検証を 行う。



【今年度の主な訓練項目】

- ・引き続きの多様な避難手段の検証
- ・新たに示された国マニュアルに基づく避難退域 時検査の実施及び検証
- 高齢者施設及び医療機関等の避難計画等の検証

【その他】

○8/25(火):船舶による住民避難訓練等(境港→鳥取港) ○9/1(火):県庁関係部局担当者による事務レベルの図上訓練

【昨年度の課題】

- ・原子力防災関係機関との更なる連携確保が必要
- 引き続きの各計画の実効性向上が必要
- ・原子力防災資機材の運用方法の確立が必要
- ・避難における細部実施要領の作成が必要
- ・より実態に即した訓練の実施が必要

【訓練日程】

(1) 担当職員の動きを中心とした初動対応訓練

日程:10月23日(金)

場所:県庁、米子市役所、境港市役所 等 主な訓練項目:本部等運営訓練、オフサイトセン ター訓練、緊急時モニタリング訓練

(2) 住民の動きを中心とした避難訓練

日程:10月25日(日) 場所:米子市内、境港市内

主な訓練項目:住民避難訓練(住民への広報伝達、 多様な避難手段による避難、避難退域時検査、 安定ヨウ素剤の配布等)、原子力防災講座 等 参加者・機関等:住民約300名、自衛隊・警

察・消防等の実動機関等

平成27年度原子力防災訓練【島根原子力発電所対応】

実施日:

- 10月23日(金)初動対応訓練【2県6市合同】
 - ・本部等運営、オフサイトセンター、緊急時モニタリング訓練を実施
- 10月25日(日)住民避難訓練【2県6市合同】
 - ・住民・避難行動要支援者等避難、緊急被ばく医療活動訓練等を実施
 - ・今年度の避難退域時検査等会場は、伯耆町岸本B&G海洋 センターで決定
 - ・8月25日(火)に実施する住民避難(船舶)及び県営広 域避難所開設訓練は、2県6市の共同訓練だが、別日で実 施との位置づけ【船舶避難のみ中止】

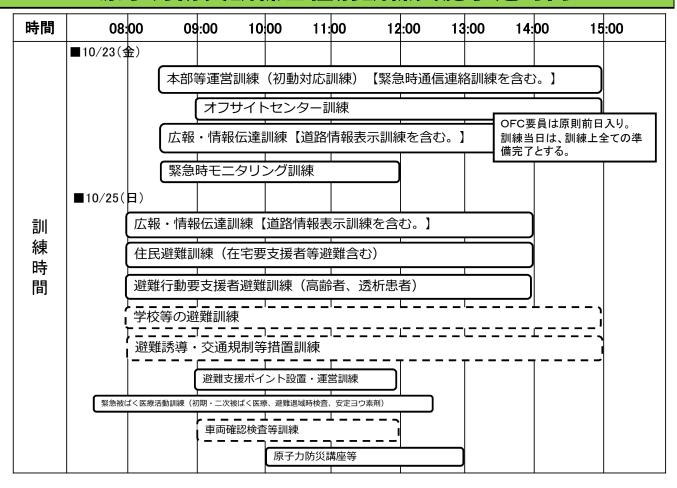
【参考】鳥取県単独訓練

- 9月1日(火) 原子力防災図上訓練
 - ・県庁関係部局の職員を対象とした図上訓練を実施 →各機能班の活動とその連携

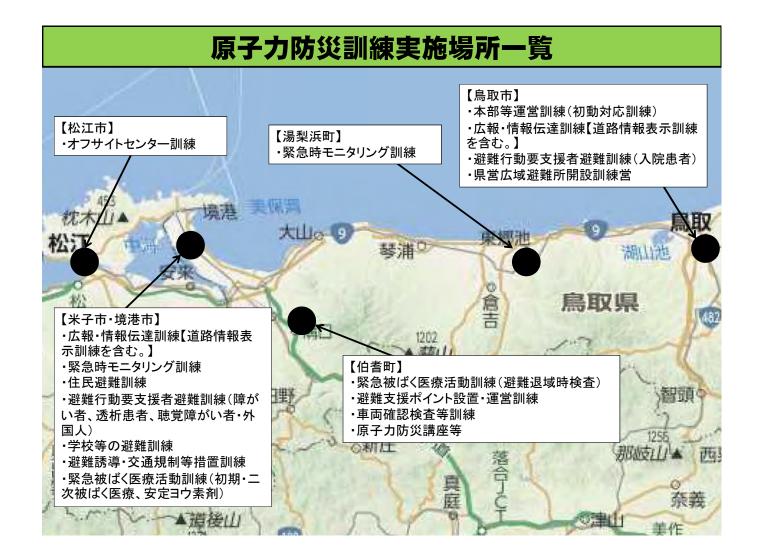
原子力防災訓練各個別訓練実施日一覧

区分	8/25 (火)	9/1 (火)	10/23 (金)	10/25 (日)	備考
本部等運営訓練(初動対応訓練) 【緊急時通信連絡訓練を含む。】		0	0		9/1は準 備訓練
オフサイトセンター訓練			0		
広報・情報伝達訓練【道路情報表示訓練を含む。】			0	0	
緊急時モニタリング訓練			0		
住民避難訓練(在宅要支援者等避 難含む)	○ (船舶)			○ (船舶以外)	船舶避難 は中止
避難行動要支援者避難訓練(高齢者、透析患者)				0	
学校等の避難訓練				0	
避難誘導・交通規制等措置訓練			0	0	
避難支援ポイント設置・運営訓練				0	
緊急被ばく医療活動訓練(初期・ 二次被ばく医療、避難退域時検査、 安定ヨウ素剤)				0	
車両確認検査等訓練				0	
県営広域避難所開設訓練	0				実施済
原子力防災講座等				0	

原子力防災訓練各個別訓練実施予定時間







1 平成27年度鳥取県原子力防災訓練(島根原子力発電所対応) 各訓練実施要領(案)について

別添「各訓練実施要領(案)」参照。

平成27年度鳥取県原子力防災訓練(島根原子力発電所対応) 実施要領(案)

1 目的

島根県と合同で、島根原子力発電所におけるトラブル通報から、原災法第10条、第15条等、各段階における島根県・米子市・境港市及び各関係機関等との連携要領及び初動対応要領を確認する。

2 主要訓練項目

- (1) 引き続きの多様な避難手段の検証
- (2) 新たに示された国マニュアルに基づく避難退域時検査の実施及び検証
- (3) 高齢者施設及び医療機関等の避難計画等の検証
- 3 実施日時

初動対応訓練等 10月23日(金)調整中住民避難訓練等 10月25日(日)調整中 ※訓練により時間は異なる。

4 実施場所

鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、一時集結所(米子市内・境港市内)、避難退域 時検査会場(伯耆町岸本B&G海洋センター)、西部総合事務所、衛生環境研究所(県 モニタリング本部)、県営広域避難所(とりぎん文化会館)、島根県原子力防災センタ ー(OFC)、中国電力株式会社島根原子力発電所、その他関係機関等

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市

- 6 参加(予定)機関等
- (1)訓練参加(予定)機関 調整中
- (2)訓練参加(予定)者数 調整中

7 訓練想定・内容

本部等運営訓練(初動対応訓練)及び本部等運営訓練に連動する独自訓練、オフサイトセンター訓練については、島根県と可能な範囲で同一想定で実施する。

その他の独自訓練については、別想定(時間)で実施する。

なお、詳細については、今後関係機関と調整の上、決定する。

※島根原子力発電所事故想定は全て共通。

【訓練項目】

- ア本部等運営訓練(初動対応訓練)【緊急時通信連絡訓練を含む。】
- イ オフサイトセンター訓練
- ウ 広報・情報伝達訓練【道路情報表示訓練を含む。】
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 住民避難訓練(在宅要支援者等避難含む)
- 力 避難行動要支援者避難訓練(高齢者、透析患者)
- キ 学校等の避難訓練
- ク 避難誘導・交通規制等措置訓練

- ケ 避難支援ポイント設置・運営訓練
- コ 緊急被ばく医療活動訓練(初期・二次被ばく医療、避難退域時検査、安定ヨウ素 剤)
- サ 車両確認検査等訓練
- シ 県営広域避難所開設訓練
- ス原子力防災講座等

8 訓練評価等

(1)訓練評価

第三者による訓練の評価を実施する。 また、訓練参加者に対するアンケートを実施する。

- (2)訓練のふりかえり
 - 訓練終了後、訓練全体及び機能別の訓練のふりかえりを行い、教訓を抽出する。
- 9 訓練の中止

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

本部等運営訓練(初動対応訓練)実施要領(案)

1 目 的

島根県と合同で、島根原子力発電所における警戒事象発生及び施設敷地緊急事態、原全面緊急事態への事故進展時における島根県・米子市・境港市及び各関係機関等との連携要領及び初動対応要領を確認する。

2 主要訓練項目

- (1) 災害対策本部等の運営
- (2) 通信連絡訓練

3 実施日時

平成27年10月23日(金)8:30~15:00

4 実施場所

鳥取県側:鳥取県(県庁、西部総合事務所、衛生環境研究所(県モニタリング本部))、 米子市役所、境港市役所、島根県原子力防災センター(OFC)等

島根県側:島根県の計画による。

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市

6 参加予定機関

鳥取県側:鳥取県、鳥取県警察本部、米子市、境港市、鳥取地方気象台、西日本旅客 鉄道(株)米子支社、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、自衛隊、 等

島根県側:島根県の計画による

その他:内閣府、原子力規制庁、境海上保安部、中国電力(株) 等

7 訓練内容

(1)島根県と合同(同一想定)で実施する。 初動対応及び OFC におけるシナリオについては、島根県と同一想定で実施する。

(2) 災害対策本部会議の運営

警戒事態発生時の初動対応、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態での各防災機関に おける対応の手順の確認と、関係機関との通信連絡訓練を行う。

(3) TV会議等の実施

主要段階をとらえ、鳥取県知事-島根県知事間(OFC全体会議)等のTV会議を開催する。

(4) 現地災害対策本部長の派遣

現地災害対策本部(西部総合事務所)に副知事を派遣する。

(5) リエゾンの派遣

県災害対策本部(県庁)に、自衛隊、中国電力(株)等に連絡員の出席を要請し、 派遣を受ける。

本部等運営訓練時程

実時間	想定時間	主要内容	備考
	対応(警戒		*****
1,2242		▲島根原子力発電所2号機:外部電源喪失(所内単独運	
08:25	08:25	転失敗)により原子炉への給水機能が喪失(警戒事態発	
		生)	
08:30	08:30	▲中電→トラブル連絡(第1報)	
		●警戒体制 鳥取県災害警戒本部設置	
		→ 県モニタリング本部設置	
		●安全協定に基づく現地確認の実施を決定(現地確認に	
		出発)	
08:40	08:40	●全面緊急事態への進展の可能性に備え、知事協議によ	副知事及
		り次の対応を決定	び統轄監
		①副知事を西部総合事務所に派遣	は9:00
		②統轄監を島根県原子力防災センターへ派遣	到着予定
Ⅱ 施設	敷地緊急事	基態	
		▲2 号機: 残留熱除去系ポンプ等停止など、除熱機能の喪	
09:00		失(施設敷地緊急事態 原災法第 10 条事象発生)	
09.00		▲中電→施設緊急事象通報	
		●非常体制(2) 鳥取県災害対策本部設置	
09:30		●現地事故対策連絡会議(~9:40)	
09:40		●鳥取県災害対策本部会議	
03.40		・UPZ屋内退避の準備	
10:20		▲2 号機:非常用発電機が故障し、全交流電源を喪失。	
皿 全面	緊急事態(原子力緊急事態宣言、PAZ避難指示)	
10:50		▲2 号機:全交流電源を喪失後、30 分が経過(原災法第	
		15 条事象発生)	
10:55		▲中電→全面緊急事態(原災法第 15 条)通報	
10.00		●非常体制(3) 鳥取県災害対策本部	
11:10		■原子力緊急事態宣言、(国)原子力災害対策本部設置	
11110		(緊急事態宣言、PAZ避難指示)	
11:00		●2県6市TV会議 (~11:30)	TV会議
		(OILに基づきUPZ屋内退避指示)	
11:30		●鳥取県災害対策本部会議(~12:00)	
		・UPZ屋内退避	
Ⅳ 放射性物質の放出(UPZ避難指示)			
翌日		▲2 号機:原子炉格納容器の圧力が上昇し、放射性物質が	
13:00		放出された	
凡例	▲:原子	・力発電所・中電 ■:国等 ●:鳥取県 ()内の時間	は実時間

本部等運営訓練編成

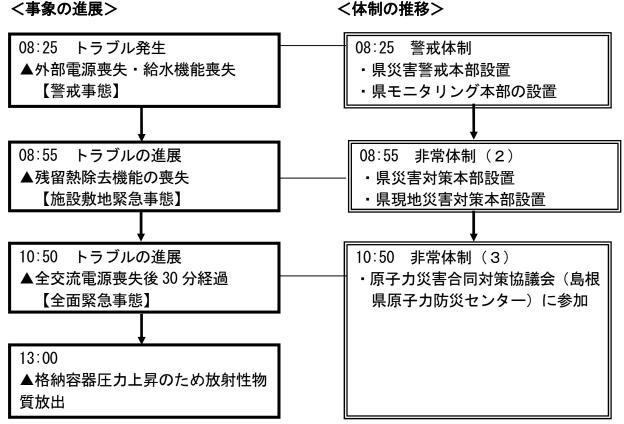
本部等組織	構成員	備考
	知事 関係部局長等	
± = .=	鳥取県警察本部長	
鳥取県災害対策本部 (鳥取県庁)	その他の事務局職員	
	鳥取地方気象台	
	自衛隊鳥取地方協力本部連絡幹部	
	中国電力(株)連絡員	
	副知事	
	西部総合事務所職員	
	陸上自衛隊第8普通科連隊連絡幹部	
 鳥取県現地災害対策本部	航空自衛隊第3輸送航空隊連絡幹部	
(鳥取県西部総合事務所)	境海上保安部連絡官	
(河水水凹印心口于7万万)	西日本旅客鉄道(株)米子支社	
	鳥取県西部広域行政管理組合消防局	
	連絡員	
	中国電力(株)連絡員	
 原子力災害現地対策本部	統轄監	オフサイトセン
(島根県原子力防災セン	鳥取県職員	ター訓練実施要
ター)鳥取県ブース	米子市職員	領に基づき実施
	境港市職員	
 鳥取県モニタリング本部	衛生環境研究所関係職員	緊急時モニタリ
(鳥取県衛生環境研究所)		ング訓練実施要
		領に基づき実施
島根県災害対策本部 (島根県庁)	島根県の計画による	
米子市災害対策本部	米子市の計画による	
(米子市役所)		
境港市災害対策本部	境港市の計画による	
(境港市役所)		
	島根県	
その他の関係機関等	島根県モニタリング本部	
	原子力規制庁島根原子力規制事務所	
	中国電力(株)島根原子力発電所	

原子力災害時の体制等【参考】

体制	本部等の 設置	配備の基準 (抜粋)	主な対応(抜粋)
注意体制(1)	情報	●注目事象	
注意体制(2)	連絡室	●注意事象	●現地確認
警戒体制	災害警戒 本部	●警戒事態	●県モニタリング本部の設置
非常体制(1)	災害対策	●知事が必要と認めた時	●副知事→現地災害対策本部長(西部) ●統轄監→現地事故対策連絡会議、原 子力災害合同対策協議会に参加 ●危機対策・情報課長→連絡調整要員 として島根OFCへ移動
非常体制(2)	本部	●施設敷地緊急事態●知事が必要と認めた時	
非常体制(3)		●原子力緊急事態宣言 ●知事が必要と認めた時	●全職員

^{*} 鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編) 原子力災害時の災害体制の基準を参照

本訓練における対応 ※時間は実時間 <体制の推移>



本部等運営(初動対応)訓練等の概要(案)

本部等運営訓練

鳥取県災害対策本部



鳥取県災害対策本部会議



オフサイトセンター・2県6市等 TV会議

オフサイトセンター訓練

オフサイトセンター



原子力災害合同対策協議会



鳥取県現地災害対策本部



西部総合事務所



事業者連絡員による状況説明

オフサイトセンター訓練実施要領(案)

1 目的

島根県原子力防災センターに要員を派遣し、原子力災害対策に必要な情報を共有する とともに、原子力災害合同対策協議会等での調整等の活動を円滑に行うための現地対応 能力の強化を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 県災害対策本部との連携確認
- (2) オフサイトセンターとの調整メカニズムの確認
- (3) 多様な通信手段の操作習熟
- 3 実施日時

平成27年10月23日(金)9:00~15:00

4 実施場所

島根県原子力防災センター、西部総合事務所等

5 実施機関

鳥取県側:鳥取県、米子市、境港市島根県側:島根県の計画による その他:内閣府、防災関係機関等

6 参加(予定)機関等

(1)訓練参加(予定)機関

鳥取県、鳥取県警察本部、米子市、境港市、オフサイトセンター参集予定機関等

(2)訓練参加(予定)者数

調整中

7 訓練内容

(1)島根県と合同(同一想定)で実施する。 シナリオについては、島根県と調整しつつ策定する。

(2)要員派遣訓練

原子力災害対策に必要な情報を共有するために、あらかじめ指定されている職員を オフサイトセンターに派遣する(統轄監、各機能グループ等)。

(3) 初動対応活動等訓練

オフサイトセンターの各班(チーム)において、状況に応じた情報の収集・伝達を 行い、必要に応じて自治体等が設置した災害対策本部に指示を出すなど、オフサイト センター設置における初動対応からの一連の流れについて、手順の確認を行う。

(4)原子力災害合同対策協議会等運営訓練

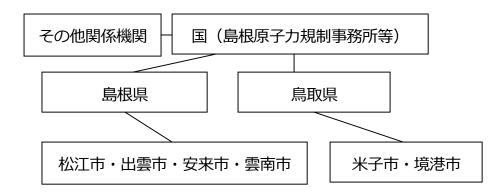
原災法第10条の通報を受け、原子力防災専門官が中心となり初期対応を開始し、 オフサイトセンターに集結した防災関係機関相互における情報の共有を図るため、現 地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンターと自治体等が設置した 災害対策本部との間で情報を伝達する。

原災法15条の該当事象通報を受け、原子力災害合同対策協議会を開催し、情報の 共有や活動の調整等を行う。

(5)情報伝達訓練

県災害対策本部とオフサイトセンターとの調整を円滑に行うことを目的とし、県災害対策本部等とオフサイトセンター間で原子力防災ネットワークのTV会議システム、電話・FAX、整備PC等を使用した情報伝達訓練を行う。

8 訓練編成表



9 訓練時使用資機材等一覧表

資機材等名	個数	備考

オフサイトセンター訓練の概要(案)

【日 時】

平成27年10月23日(金)9:00~15:00

【場 所】

島根県原子力防災センター

【概要】

原子力災害合同対策協議会を通じた関係機関との調整・情報共有。



テレビ会議を活用した会議の開催



各機能班での活動



鳥取県等ブースでの活動